

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成31年3月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番林 健児君、4番林 哲秀君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里周平です。3月定例会の議会について報告します。3月議会については、2月27日午前10時から議会運営委員会を開会し、3月定例会は22日までの17日間と決定したことを報告します。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月22日までの17日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第2号から日程第9、議案第8号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第2号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国家公務員において時間外勤務を命ずることができる上限時間等を定める措置が講じられたことに伴い、本町においても国家公務員と同様に規定するためでございます。

議案第3号大治町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法の改正による監査制度の充実強化や公共下水道事業特別会計の公営企業会計への移行に伴い増加する業務への対応のため、監査委員報酬を改定するものでございます。

議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、将来にわたり国民健康保険事業の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するものでございます。

議案第6号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、指定居宅介護支援事業者等の指定申請及び指定更新申請に係

る事務における手数料を定めるためでございます。

議案第7号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町公共用物の管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、公共用物占用料の額の改定等を行うためでございます。

議案第8号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例について。

大治町道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定等を行うためでございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、日程第10、議案第9号から日程第12、議案第11号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第9号平成30年度大治町一般会計補正予算。

平成30年度大治町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5623万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4967万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

第4条、既定の債務負担行為の廃止は、第4表債務負担行為補正による。

第5条、地方債の追加及び変更は、第5表地方債補正による。平成31年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、民生費において、総合福祉センター希望の家の空調設備改修工事として3607万2000円を計上し、施設型教育・保育給付費等

委託料を2980万円増額する。

教育費において、大治西小学校トイレ改修に要する経費として1億4511万7000円、スポーツセンター屋根外壁等改修の設計委託料として1286万3000円を計上し、メインアリーナ天井等改修工事を1億1095万4000円減額するものでございます。

これらの財源として、町税、地方交付税、国庫支出金、寄附金及び町債等を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた剰余一般財源5313万7000円を財政調整基金の積立金として増額するものでございます。

議案第10号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3335万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3463万6000円、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1615万2000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、歳入について、負担金内示に伴い国庫支出金を1613万9000円増額し、支払基金交付金を1147万6000円、県支出金を416万7000円減額するものでございます。

歳出については、保険料の剰余金である繰越金を介護給付費準備基金に積み立てするものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入について、サービス利用者が減ったため介護給付費収入を163万6000円減額し、繰越金を74万4000円増額するものでございます。

歳出については、居宅サービス事業費を89万2000円減額するものでございます。

議案第11号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正による。平成31年3月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、下水道事業費の財源である市町村下水道事業費補助金が交付決

定により40万円増額となったため財源更正を行うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

日程第13、議案第12号から日程第18、議案第17号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第12号平成31年度大治町一般会計予算。

平成31年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億600万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月6日提出、大治町長。

平成31年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して1億1700万円減の総額89億600万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費3億1600万2000円を初めとして12億2540万8000円、民生費において、心身障害者事業費6億230万4000円、福祉医療費6億7874万1000円、保育所運営費9億2590万7000円を初めとして39億4029万円、衛生費において、感染症対策事業費1億1711万9000円、塵芥処理事業費3億8489万4000円を初めとして8億4230万4000円、土木費において、公園整備事業費1億2752万5000円、街路整

備事業費6493万6000円を初めとして8億4944万5000円、消防費において、海部東部消防組合負担金2億9731万4000円を初めとして3億9755万円、教育費において、小学校費1億8674万円、中学校費1億1259万3000円、スポーツセンター運営管理費2億2586万9000円を初めとして9億6953万6000円、公債費として、元利償還金4億6290万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として38億6097万3000円、地方消費税交付金5億200万円、地方交付税6億3000万円、国県支出金として20億3130万7000円、町債5億3530万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第13号平成31年度大治町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億1235万2000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月6日提出、大治町長。

平成31年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して1億3690万6000円減の総額29億1235万2000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として19億823万9000円、国民健康保険事業費納付金として9億3691万6000円、保健事業費として2806万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億6047万円、県支出金として19億2302万3000円、繰入金として2億9520万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第14号平成31年度大治町土地取得特別会計予算。

平成31年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成31年3月6日提出、大治町長。

平成31年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と同額の総額20万円とするものでございます。

この会計では、土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。

議案第15号平成31年度大治町介護保険特別会計予算。

平成31年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1288万3000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1725万3000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年3月6日提出、大治町長。

平成31年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して3563万1000円増の16億1288万3000円とし、介護サービス事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して20万9000円増の1725万3000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み、介護サービス等諸費として13億9281万4000円、介護予防・生活支援サービス事業費として6038万6000円、包括的支援事業費として2365万7000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億2843万3000円、国庫支出金として2億8606万9000円、支払基金交付金として4億1632万円、県支出金として2億3574万1000円、繰入金として2億4623万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の主な内容は、一般管理費として549万8000円、居宅介護サービス事業費として1174万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、介護給付費収入として1379万5000円、基金繰入金として345万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第16号平成31年度大治町公共下水道事業特別会計予算。

平成31年度大治町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2047万4000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。平成31年3月

6日提出、大治町長。

平成31年度の公共下水道事業特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して8970万1000円増の総額6億2047万4000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、日光川下流流域下水道事業建設負担金として2546万6000円、公共下水道工事費として2億6300万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億650万円、一般会計繰入金として1億8070万3000円、町債として2億6990万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第17号平成31年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9020万7000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成31年3月6日提出、大治町長。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して2105万4000円増の総額5億9020万7000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として3億3737万4000円、療養給付費負担金として2億2404万円、広域連合事務費負担金として740万円、保健事業費の個別健康診査等事業委託料として1470万2000円、人間ドック検査委託料として145万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として2億8337万2000円、一般会計繰入金として2億9233万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第19、議案第18号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第18号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとし、愛知県市

町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更するものとする。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により、愛知縣市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知縣市町村職員退職手当組合同規約を変更することについて協議する必要があるためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に  
ついての議案でございます。議会運営委員会の中で初日上程で委員会付託を省略する予  
定だということで議案説明会がないので少しお伺いしたいんですが、以前、長久手町が  
長久手市になったときも同じような提案がございました。これはすぐに意味がわかるん  
ですが、今回常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させるとあります。どのような  
経過なのかちょっと私わからないのでそこら辺の説明と、また規約をちょっと読ませて  
いただくとこの規約の第2条で、「この組合は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「組  
合市町村」という。）をもって組織する。」とあります。ですから、加入・脱退の規定が  
ないんですね。ただ地方自治法の中では議会で協議するとありますので逆に規約の中  
でうたっちゃいけないと。議会に任せなきゃいけないということで規約がないのか。その  
2点お願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず1点目の今回脱退の理由でございます。退職手当組合からの通知によりまして、  
まず常滑武豊衛生組合につきましては、その職員の中で退職手当の対象となる職員がい  
ないということが1点です。それから日東衛生組合につきましては、平成31年の3月31  
日をもって組合を解散するということで脱退したいと聞いてございます。

それから脱退についての規約につきましては、この組合同規約の方には特に定めており  
ません。御存じのとおり地方自治法第290条によりまして、脱退する場合はお互いの構成

市町村の中で協議をしてということで、その協議については自治法の規定によりまずと議決が必要ということでございます。細かい脱退の際の手續につきましては、これ組合議会がもっております退職手当条例というのがございます。その条例に従って脱退の手續が進められるということでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

大変丁寧な説明ありがとうございます。規約の変更ということでちょっと議題外になるかもしれませんが、ちょっと1点気がついた点ですが第12条なんですが、組合長及び副組合長並びに監査委員の報酬とあって、「組合長及び副組合長には、給料を支給しない。」報酬、給料の言葉の違いはいいんですが、監査委員の規定がないんですよ。そこら辺ちょっと今回の議題外になるかもしれないですが、せっかく規約を直すんですから監査委員の報酬と書いてありながら書いていないと。そこら辺はどうなっているのか。ちょっと答えられないかもしれませんが、そこら辺ちょっと問題点を指摘したいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

議題外でありますので、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20、同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成31年3月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、鈴木和美委員の任期が平成31年4月6日をもって満了することに伴い、引き続き委員として選任するものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決いたします。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第21、海部地区急病診療所組合議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1名で議会議員の中から選出するものです。

任期は平成31年4月1日から2年間であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議員に折橋盛男君を指名いたします。

お諮りします。

折橋盛男君を海部地区急病診療所組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました折橋盛男君が海部地区急病診療所組合議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議員に当選されました折橋盛男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君、どうぞ。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。海部地区急病診療所組合議員に選出していただきましてありがとうございます。4月に町議会議員選挙がありますが、その間しっかりと務めてまいりますのでよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

よろしくをお願いいたします。

日程第22、海部東部消防組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は2名で議会議員の中から選出するものです。

任期は平成31年4月1日から2年です。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部東部消防組合議会議員に若山照洋君、松本英隆君を指名いたします。

お諮りします。

若山照洋君、松本英隆君を海部東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました若山照洋君、松本英隆  
君が海部東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま海部東部消防組合議会議員に当選されました若山照洋君、松本英隆君が議場  
におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

まず初めに若山照洋君、お願いいたします。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番若山照洋君、どうぞ。

○1番（若山照洋君）

1番若山照洋です。海部東部消防組合議会議員にご推挙いただきありがとうございます。  
4月に改選がありますが、短い間ですがよろしく願います。

○議長（横井良隆君）

続いて松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

2番松本英隆です。海部東部消防組合議会議員にご推挙いただきありがとうございます。  
引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（横井良隆君）

よろしく願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 散会